

能代市ふるさと特産品募集要項

能代市では、本市へふるさと納税された寄附者の方々に贈呈する“ふるさと特産品”を募集しています。

提供事業者のメリット

- 発送するふるさと特産品の商品代、送料を能代市が負担するので、申込みがあると売り上げにつながります。
- ふるさと納税サイトやパンフレット等にふるさと特産品の画像、名称、企業名などが掲載されるので、自社商品のPRにつながります。
また、提供事業者にホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ります。
- ふるさと特産品発送時に自社商品等のパンフレットを同封することで、自社商品の販売促進、PRができます。

1 事業者の要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、工場等を有する法人または個人
- (2) 市税の滞納がないこと（納税猶予等の措置を受けている場合は除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団や暴力団の構成員でないこと。

2 募集するふるさと特産品

市のPRにつながるような商品やサービス等で次の要件を満たすもの。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ①能代市内で製造、加工、採取、栽培等をしているもの
- ②市内で提供されるサービスであること
- ③その他シティセールスに効果があると認めるもの

※ただし、次のものは除きます。

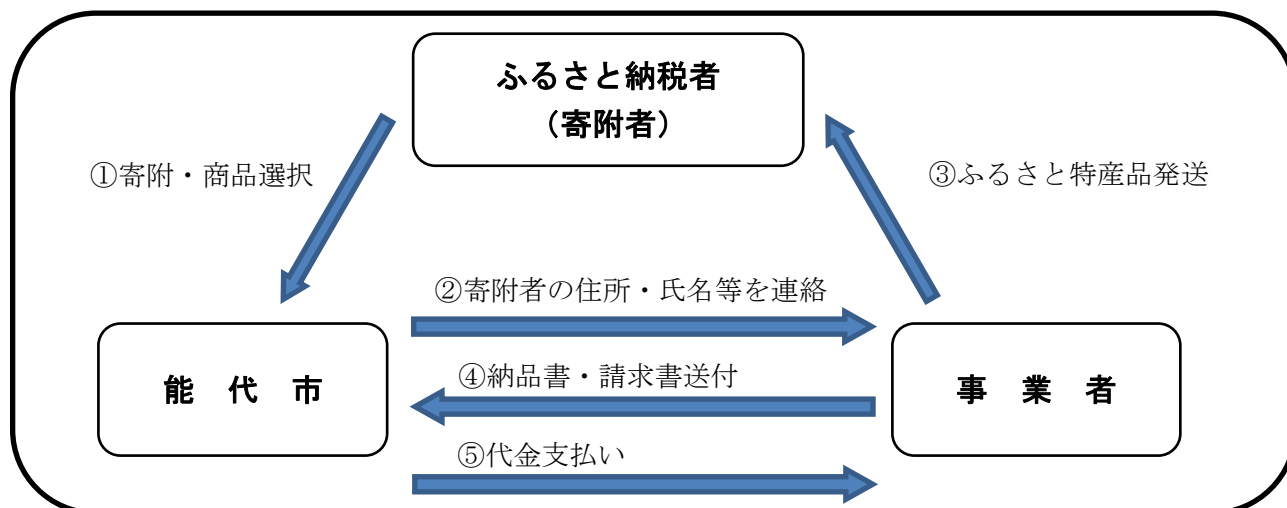
- ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

- (2) 受注後速やかに発送できるもの（季節商品については別途相談）
- (3) 飲食物は、商品到着後3日程度の賞味期限が保証されるもの（ただし、送付する直前に相手に電話等で到着日時等を確認してから発送する場合はこの限りでない）

3 事業者にしていただくこと

- (1) ふるさと特産品の発送（発送後に市へ報告）
- (2) ふるさと特産品代金の請求書発行（月末締め翌月10日までに市に送付）
- (3) ふるさと特産品に関するクレーム対応

ふるさと特産品提供のイメージ



4 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。

市が申込内容を審査し、結果を通知します。

- (1) 能代市ふるさと特産品応募申込書（様式第1）
- (2) 商品の画像データ
- (3) 応募する商品に関するパンフレット等（任意）

5 その他留意事項

- (1) 事業者は、個人情報の取扱いについて、能代市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、ふるさと特産品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、ふるさと特産品へのパンフレット同封により、改めて寄附者からの商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。
- (3) 事業者は、ふるさと特産品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、苦情内容について市へ報告してください。
- (4) あらかじめ保健所等に、応募する商品等の発送に必要な免許や表示方法等を確認し、基準等を満たしてください。
- (5) ふるさと特産品を変更・取りやめする場合は、速やかに市へ届出してください。
- (6) 1事業者あたりのふるさと特産品数を制限する場合があります。
- (7) 事業者またはふるさと特産品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、ふるさと特産品の登録を取り消すことがあります。
- (8) ふるさと特産品は、寄附者から選択された場合に発送をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

6 申込み・問い合わせ先

能代市企画部総合政策課

TEL : 0185-89-2142 FAX : 0185-89-1770 E-mail : sougou@city.noshiro.lg.jp